## 長野県内における日影規制の対象建築物と規制時間の一覧表

地域	制限を受ける建築物	平均地 盤面か らの高 さ	規制される範囲と規制時間 (敷地境界線からの水平距 離:L)	
			5 m <l≦10m< td=""><td><math>10\text{m}\!&lt;\!L</math></td></l≦10m<>	$10\text{m}\!<\!L$
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3 時間	2時間
第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地 域	高さが10mを超える建 築物	4 m	3 時間	2時間
第二種中高層住居専用地 域	高さが10mを超える建 築物	4 m	3 時間	2時間
第一種住居地域	高さが10mを超える建 築物	4 m	4 時間	2. 5 時間
第二種住居地域	高さが10mを超える建 築物	4 m	4 時間	2. 5 時間
準住居地域	高さが10mを超える建 築物	4 m	4 時間	2.5時間
近隣商業地域	高さが 10m を超える建 築物	4 m	5 時間	3時間
準工業地域	高さが 10m を超える建 築物	4 m	5 時間	3時間

この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。